



レニングラード管弦楽団

おもちゃ博物館建設記念コンサート

伝統の都、サンクトペテルブルク（旧レニングラード）でいま最も注目を集めているオーケストラ「レニングラード管弦楽団」の公演です。この機会にぜひ、ご来場ください。

11月14日(日) 壬生中央公民館

開場（午後1時30分）開演（午後2時）

◇入場料 3,000円（全席指定席）

（9月3日(金)より壬生中央公民館、
稲葉・南犬飼出張所で取り扱います。）

◇問合せ先 壬生中央公民館 ☎82-0108(代)

主催 (財)壬生町施設振興公社 後援 壬生町教育委員会



指揮
アレクサンダー・カントロフ

チャイコフスキー
没後100年記念公演



■コンサート当日、入場者の中から抽選で「おもちゃ博物館テレフォンカード」を差し上げます。

平成6年度固定資産税(都市計画税)の

評価替えと税負担へのポイント

平成6年度は評価替えの年です。

土地と家屋は3年ごとに評価替えが行われ、来年度に実施されます。

土地について

固定資産税の評価替えは 公示価格の7割程度です

平成6年度の評価替えでは、公的土地評価(地価公示価格、地価調査価格、相続税評価額、固定資産税評価額)の相互の均衡と適正化を図るため、固定資産税の土地(宅地)の評価は地価公示価格の7割程度を目標としています。

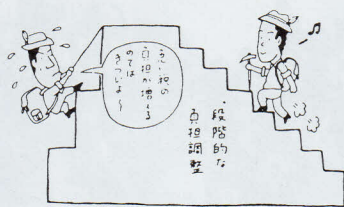
これは、国の土地基本法に明記され、閣議決定および中央固定資産評価審議会、税制調査会での了承を得て国の評価替えの方針が決定しました。その方針に沿って現在、全国一斉に評価替えの作業を進めています。

評価額は大きく上昇します

地価公示価格の7割程度を目標に土地(宅地)の評価替えを実施すると、評価額は大きく上昇することが予想されます。評価の上昇は地域によって異なりますが、平均で4倍前後の上昇が見込まれます。

評価額が大きく上昇しても 税負担の急激な増加を抑制

今回の評価替えは、評価の均衡化、適正化を図ることが目的であり、これによって増税をしようというものではありません。したがって、納税者の税負担は、総合的かつ適正な調整措置を講じて、急激な税負担をできる限り抑えるようにしています。



急激な税負担を抑える 調整措置はこのように

次のような大幅な調整措置を講じることによって、表のとおり、税負担の急激な増加を抑えます。

都市計画税

◎住宅用地に係る課税標準額の特例措置の導入

(現行) (改正後)

- ・一般住宅用地 特例措置なし→価格の2/3
- ・小規模住宅用地 特例措置なし→価格の1/3

◎固定資産税と同様の税負担の調整措置の適用

- ・評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置
- ・よりなだらかな負担調整措置
- ・家屋に係る耐用年数の短縮等

固定資産税

〈土地関係〉

①住宅用地の課税標準の特例措置の拡充

(現行) (改正後)

- ・一般住宅用地 価格の1/2→価格の1/3
- ・小規模住宅用地 価格の1/4→価格の1/6 (200㎡まで)

②評価の上昇割合の高い宅地に対する暫定的な課税標準の特例措置の導入

(現行) (改正後)

- ・評価の上昇割合 特例措置なし→評価の上昇の程度に
の高い宅地 応じて価格の3/4
~1/2

③宅地について、よりなだらかな税負担となるような負担調整措置の実施

評価の上昇割合に対する 税額の伸び率はどのように

以上のような大幅な調整措置により、平成6年度から平成8年度までの宅地等の評価額の上昇に対する税額の伸び率は次のようになり、急激な税負担が抑えられます。右表からもわかりますように、例えば、評価の上昇割合が3・6倍上昇しても税額の伸び率は年間5%にとどまり、大きな上昇割合に比べ、税負担が小さくなっています。

〔固定資産税〕

区分	評価の上昇割合	年税額伸び率
住宅用地	3.6倍以下のもの	5%
	3.6倍を超え、4.8倍以下のもの	7.5
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	10
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	15
非住宅用地	1.5倍を超えるもの	20
	2.4倍以下のもの	5%
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	7.5
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	10
	4.5倍を超え、10倍以下のもの	15
	10倍を超え、18倍以下のもの	20
	18倍を超えるもの	25

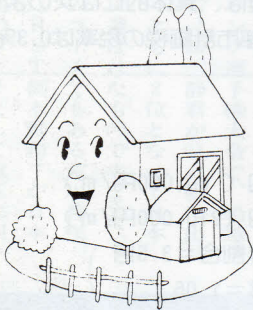
〔都市計画税〕

区分	評価の上昇割合	年税額伸び率
小規模住宅用地	7.2倍以下のもの	5%
	7.2倍を超え、9.6倍以下のもの	7.5
	9.6倍を超え、13.5倍以下のもの	10
一般住宅用地	13.5倍を超え、30倍以下のもの	15
	30倍を超えるもの	20
	3.6倍以下のもの	5%
一般住宅用地	3.6倍を超え、4.8倍以下のもの	7.5
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	10
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	15
	15倍を超えるもの	20
非住宅用地	2.4倍以下のもの	5%
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	7.5
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	10
	4.5倍を超え、10倍以下のもの	15
	10倍を超え、18倍以下のもの	20
	18倍を超えるもの	25

〔注〕評価の上昇割合とは、平成6年度評価額を、原則として平成3年度評価額で除して得たものをいう。

家屋について

家屋の評価についても軽減措置が講じられ、税負担が軽減されます。



家屋の耐用年数が短縮されます

家屋の耐用年数が次のように短縮され、経年減点補正率が大きくなり、税負担が軽減されます。

〔代表例〕

木造住宅	（現行）	（改正後）
● 木造住宅	24年	20年
● 非木造 住宅・アパート	32年	25年
● 非木造 事務所	50年	45年
工場	40年	35年

非木造住宅等の初期減価が引下げに

非木造住宅、アパートの新築物件の初期減価率が木造と同じ率に引下げとなり、初期税負担が軽減されます。

● 非木造の住宅・アパート（現行）（改正後）
の初期減価の引下げ 0・9 0・8

現在課税対象となっている家屋は3%減価されます

現在、課税対象となっている家屋（在来分の家屋）は、平成6年度評価替えて全棟が最低3%減価され、税負担が軽減されます。

これは、評価替えに伴う新しい評価基準により求めた価額と、平成5年度の価額に特別補正率0・97を乗じて得た額を比較して、どちらか低い額を平成6年度の価額とするので、少なくとも3%下がります。

(参考)

在来分家屋の据置措置と3%減価措置の比較表

土地の固定資産税の計算式

〈平成5年度分〉

(平成3年度価格) (住宅用地の特例率) (税率)

$$12,000,000 \times \frac{1}{4} \times 1.4\% = 42,000\text{円}$$

3,000,000円 (課税標準額)

〈平成6年度分〉

(前年度の課税標準額) (負担調整率) (税率)

$$3,000,000\text{円} \times \frac{1.05}{3.5} \times 1.4\% = 44,100\text{円}$$

評価の上昇割合が3.5倍ですので、
住宅用地で3.6倍以下の場合の負担調整率が適用になります。

●評価の上昇割合

$$\frac{\text{平成6年度評価額 } 42,000,000\text{円}}{\text{平成3年度評価額 } 12,000,000\text{円}} = 3.5\text{倍}$$

据置措置 (改正前)	3%減価措置 (改正後)
・平成2年度の価額……①	・平成5年度の価額……①
	・特別補正後の価額 ①×0.97……②
・新しい評価基準により 求めた価額……②	・新しい評価基準により 求めた価額……③
◇平成3年度の価額は、 ②≤①の場合は②の価額 ②>①の場合は①の価格	◇平成6年度の価額は、 ③≤②の場合は③の価額 ③>②の場合は②の価額
※価額が上がることはない。	※価額は少なくとも3%は 下がる。

家族の会話から

《税負担のモデル》

- 平成6年度の評価替えに伴う税負担は、具体的には次のようになります。(固定資産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.3%)

(妻) 「お父さんたいへんよ。新聞で読みましたが、固定資産税の土地の評価が来年から一気に上がって、地価公示価格の7割程度になり、今よりも全国平均で3倍くらい上がるそうよ。」

(夫) 「母さん、ワシもフトコロに直接ひびくのでよく調べて見たが、今までは地価公示価格や相続税評価額、固定資産税評価額にバラツキがあったので、このバランスをとるために7割評価にするそうじゃ。しかし、税金は急激な負担にならないように、大幅な軽減措置がとられるそうじゃ。」

土地 (家屋の敷地)	
面積	200㎡
平成3年度の価格	12,000,000円 (60,000円/㎡)
平成6年度の価格	42,000,000円 (210,000円/㎡)
(評価の上昇割合=3.5倍 負担調整率=1.05)	
家屋	
構造	木造2階建 (専用住宅)
建築時期	昭和57年12月
床面積	110㎡
平成3年度の価格	5,170,000円 (47,000円/㎡)
平成6年度の価格	5,014,900円 (45,590円/㎡)

(妻) 「そうすると、税金はどの程度になるんですか。」

(夫) 「地域によって違うそうじゃが、何でも住宅のたっている宅地は評価額で3〜4倍上がったも、税金は毎年数パーセントの上昇で収まるそうじゃ。」

(妻) 「まあ、それならよかったわね。私、最初に読んだときは驚きましたよ。」

(夫) 「ワシは自治会の会議で出かけるぞ。このことは息子にも話しておいてくれ。」

(妻) 「はい、はい、わかりました。いつてらっしゃい。」

平成5年度及び平成6年度の税額

(単位：円、%)

区分	平成5年度	平成6年度	伸率
土地：固定資産税	42,000	44,100	5%
都市計画税	36,000	37,800	5%
家屋：固定資産税	72,300	70,100	△3%
都市計画税	15,500	15,000	△3%
合計	165,800	167,000	1%

児童養育家庭への助成について

扶養親族等の人数	児童手当 所得額(円)	特例給付 所得額(円)
0人	1,476,000	3,630,000
1人	1,776,000	3,930,000
2人	2,076,000	4,230,000
3人	2,376,000	4,530,000
4人	2,676,000	4,830,000
5人	2,976,000	5,130,000

○老人扶養親族がある方は、上記の額に6万円を加算した額

21世紀の我が国を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つよう、養育家庭への支援を目的として、児童手当、遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度があります。資格があっても申請されない場合は、手当が受けられませんので、ご注意ください。

児童手当

児童手当は、3歳未満(平成5年は4歳未満)の児童を養育する方に支給されますが、所得制限があります。公務員の方は、勤務先へ請求してください。

対象児童

☆第一子は平成3年1月2日以降生まれの児童。
☆第二子以降は、平成5年12月までは4歳未満の児童。平成6年からは3歳未満の児童。

所得制限について

平成6年4月請求分までは、平成4年分の所得額と税法上の扶養人数で左の限度額表が基準になります。

ただし、所得額より一律に8万円を控除した額です。なお、医療費等がある場合には、その額も控除できますので、疑問の方はお尋ねください。

手当月額

第一子 五、〇〇〇円
第二子 五、〇〇〇円
第三子以降 一、〇〇〇円

支給月 六月、十月、二月

遺児手当

遺児手当は、父母の一方または両方が死亡した児童(義務教育終了前)を養育する方に支給します。

ただし、町民税の所得割を課せられない場合だけ受けられます。

手当月額

児童一人あたり 三、〇〇〇円

支給月

六月、九月、十二月、三月

児童扶養手当

児童扶養手当は、父親がいなか、あるいは父親に重度の障害がある家庭などの児童(18歳未満)を養育している方に支給します。

離婚等の事実の発生時点から五年を経過してしまった場合には、請求資格がなくなります。また、所得によって全額・一部支給停止、または支給されない場合があります。

手当月額

児童一人 三八、八六〇円
児童二人 四三、八六〇円
児童三人以降 二、〇〇〇円
※一部支給停止は一、二、八五〇円の減額となります。

支給月

八月、十二月、四月

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害(一級・二級)を有する児童(20歳未満)を養育する方に支給します。

ただし、一定の所得額以下の場合に受けられます。

手当月額(一人あたり)

一級該当 四七、一六〇円
二級該当 三一、四四〇円

支給月

八月、十一月、四月

◎各種手当の請求方法や対象児童、所得制限などくわしくは、役場福祉課児童福祉係へお尋ねください。



危ない！交差点

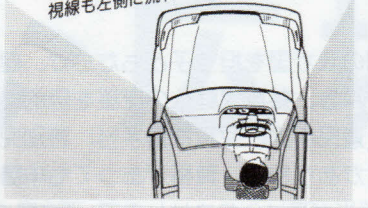
交差点の事故をなくそう

交差点での交通事故が増えています。近年、交通事故の約5割が交差点で発生し、交通事故死者の3分の1が交差点で亡くなっています。

交差点には、多くの危険が潜んでいます。ちょっとした注意を怠ったために、取り返しつかない事故を起こしかねません。交差点では、十分に注意して交通安全に努めるようにしましょう。

「いつもの交差点」 交差点に接近・進入するときの危険

視界は左に開かれ、
 視線も左側に流れやすい！



- 通り慣れたいつもの交差点ほど油断が生じ、漫然と進入しがちです。
- 「安全だろう」ではなく、つねに「危険かもしれない」という心構えで接近しましょう。

他車のかげに ひそむ危険

- 交差点付近に駐車車両があるときや、対向車線が渋滞しているわき道との小さな交差点が見えないことがあります。
- 車のかげから出てくる交差点車両の有無を確かめましょう。

右折してくる 対向車や歩行者

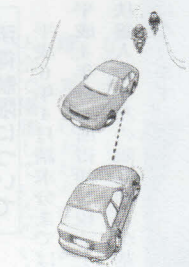
- 交差点接近中に信号が青に変わったときは、そのまま進行すると、強引に右折してくる対向車や、停止中の先行車のかげから駆け込み横断してくる歩行者と衝突することがあります。
- 交差点の手前で必ず徐行し、安全をしっかり確認しましょう。



近づいてくる 交差点車両

- 信号のない交差点では、交差

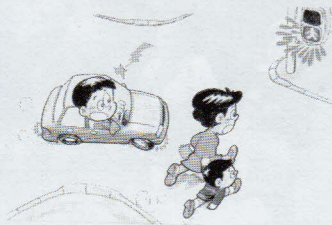
交差点を右折するときの危険



- 対向車が右折待ちをしていると、その対向車が視野障害になって対向車線の様子が見えにくくなります。

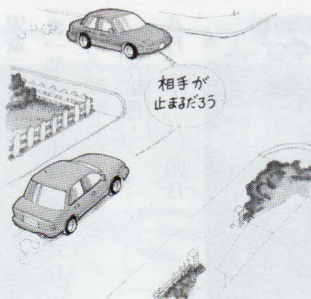
対向車に続く危険

◇ 横断途中で信号が変わっても、あせって走ったりせず、まわりの車の動きに注意しましょう。



歩道上の自転車

- 車道の交差点車両の様子に注意が片寄り、歩道上に対する注意がおろそかになりがちです。
- 特に、わき道や駐車場から広い道路に出るときは、歩道を通りしてくる自転車に注意しましょう。

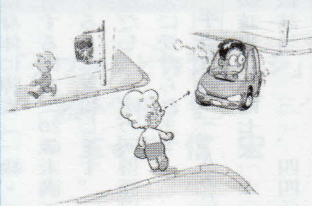


車両がこちらの停止をあてにして交差点につっこんでくることがあります。

こちらの道路のほうが広いなど優先道路でも、交差点車両の動きを必ずチェックしましょう。

歩行者の 注意ポイント

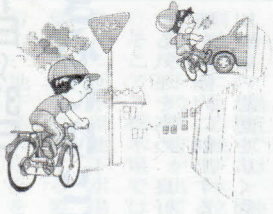
◇ 自宅付近の交通量の少ない交差点ほど、油断しがちで事故に遭いやすい—ということをしつかり自覚しましょう。



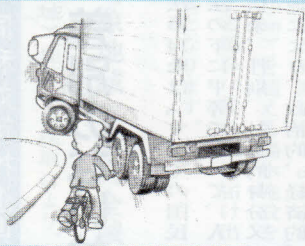
◇ 青信号での横断は、先を急ぐあまり前ばかり見がちです。まず交差点の内側に目をやり、右左折車の動きに注意しましょう。

自転車の注意ポイント

◆止まれの標識がある交差点は もちろん、なくても、狭い道から広い通りに出るときは必ず、右左の交差車両の有無を確かめましょう。



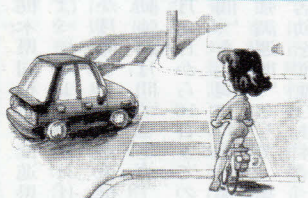
◆左折の合図を出している車、特に大型車には近づかないようにしましょう。



◆歩道を通行しているときは、わき道から出てくる車や、駐車場などに入出入りする車に注意しましょう。

◆横断するときは、必ず、一旦止まり、右左折車がないか確かめましょう。

◆夜は、付近にいる右左折車が通り過ぎてから交差点を通りましょう。



夜は必ずライトをつけましょう。

特に、対向車の影から直進してくるバイク・自転車を見落とさないように注意しましょう。

対向車のライトにまぎれた二輪車

●夜間、対向車が右折待ちをしているときは、対向車のライトが目くらんで、そのわきやうしろから直進してくるバイク・自転車を見落としがちです。ライトの光がまともに目に入らない位置で、わきやうしろをしっかり確認して右折しましょう。

横断歩道

●対向車や暗闇に目を奪われて、横断歩道上の歩行者や自転車を見落とすことがあります。特に、信号の変わり目の右折は、ついあせりがち。遅れて渡ってくる歩行者や自転車の見落とし

に注意しましょう。

また、夜間、特に雨の日は、横断歩道を横切るまえに、右側の

交差点を左折するときの危険

死角に入った二輪車、自転車、歩行者

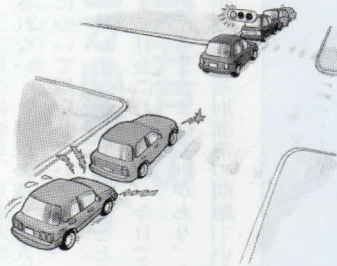
●乗用車にも死角はあります。左折するときは、交差点の手前

交差点付近の危険

前の車の

急な減速や停止

●特に、交通量の多い交差点付近では、青信号でも前の車が停止することがあります。交差点付近では、なによりも前の車のブレーキランプに注意しましょう。



窓の外に目を向け、暗闇のなかの歩行者や自転車の有無を確かめましょう

ドライバーのみならず 歩行者も一度確認しよう

〈交差点の交通ルール〉

安全確認・安全進行の義務

【道交法36条】

★交差車両、対向右折車、横断歩行者に注意し、安全な速度と方法で進行する。

歩行者・自転車の保護義務

★歩行者や自転車の横断を妨げない。横断歩道や自転車横断帯に歩行者などがある時は、一時停止。【道交法38条・38条の2】

指定された通行区分による通行の義務【道交法35条】

★車両交通帯がある道路で、道路標識等で進行方向が指定された交差点では、その交通区分に従って通行する。

右左折の合図を出した先行車の進路妨害の禁止

★右左折するため合図を出し、進路変更しようする先行車の進路を妨げない。【道交法34条】

徐行・一時停止の義務

【道交法42・43条】

★標識のある所や見通しの悪い交差点では、徐行や一時停止。左方車及び優先道路・広路の車の進路妨害の禁止【道交法36条】

★信号のない交差点では、左からくる交差車両、及び優先道路や広路の交差車両の進行を妨げない。

混雑した交差点等への侵入禁止

【道交法50条】

★混雑していて、そのまま進むと交差点内や横断歩道上などに停止してしまうときは、その交差点や横断歩道等に侵入しない。駐停車の禁止【道交法44条】

【道交法42・43条】

★交差点内と交差点の端から5m以内は駐停車禁止。

★右左折するため合図を出し、進路変更しようする先行車の進路を妨げない。【道交法34条】

徐行・一時停止の義務

【道交法42・43条】

★標識のある所や見通しの悪い交差点では、徐行や一時停止。左方車及び優先道路・広路の車の進路妨害の禁止【道交法36条】

★信号のない交差点では、左からくる交差車両、及び優先道路や広路の交差車両の進行を妨げない。

混雑した交差点等への侵入禁止

【道交法50条】

★混雑していて、そのまま進むと交差点内や横断歩道上などに停止してしまうときは、その交差点や横断歩道等に侵入しない。駐停車の禁止【道交法44条】

★交差点内と交差点の端から5m以内は駐停車禁止。

★右左折するため合図を出し、進路変更しようする先行車の進路を妨げない。【道交法34条】

徐行・一時停止の義務

【道交法42・43条】

河川愛護月間7月1日～31日

水辺にやさしさをこめこめ

清らかな水の流れと緑のある自然に恵まれた河川は、わたしたちに憩いと潤いを与えるとともに、まちづくりの重要な役割も果たしています。近年、良好な河川環境への住民の期待は、ますます高まっています。

そこで、建設省・都道府県・市町村が協力し、7月の一か月間を河川愛護月間として、河川を常に安全で美しく利用・管理

する気運を高め、良好な河川環境を積極的に創出するための河川愛護の思想を広く周知徹底するため、「水辺にやさしさをこめこめ」を推進標語に、河川愛護運動を積極的に展開していきます。

◎運動の重点

- ① 良好な河川環境の創出
- ② 河川愛護思想の普及

壬生町職員募集

町は、平成6年度に採用する職員を次により募集します

職種及び採用人員

- ◆ 一般事務 7名程度

- 昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた方
- 学歴は問いません

住居要件

○ 通勤時間がおおむね50分以内

の方

手続き

○ 職員採用試験案内及び申込書は、7月20日(火)から役場総務課で配布します

受付期間

7月20日(火)～8月20日(金)

受付時間

○ 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

試験日

○ 10月3日(日)

▽問合せ先

総務部総務課(☎82)1234

同和对策推進県民運動強調月間

差別のない社会をつくる

憲法第14条は「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と国民の基本的人権について規定しています。

しかしながら、私たちをとりまく社会においては、今日でさえ、さまざまな差別があり、なかでも被差別部落の問題、いわ

ゆる同和問題は、非常に深刻な社会問題として現存しています。このため、同和問題の早期解決を目指し、県、市町村はもち

同和对策推進県民運動 啓発ポスター 図案募集

ろん、各種民間団体が構成している栃木県同和对策推進県民会議では、8月1日から31日までの1か月間を「同和对策推進県民運動強調月間」と定め、さらに12月4日から10日までの『人權週間』を「同和对策推進県民運動強調週間」として、集中的啓発活動を推進します。

啓発活動の一環として、基本的人権を尊重する意識を高め、

同和問題の早期解決を図り、差別のない社会、さらには21世紀に向け希望と活気にみちた新しい社会へとちぎ新時代を築くことを目標に、啓発ポスター図案を募集します。

● 応募資格 県内に居住する中学生以上の県民の方

● 募集のねらい 同和問題の早期解決を目指した啓発ポスター図案であること。

● 応募規定

- ① 大きさは原則としてB3判(タテ52cm×ヨコ36cm、高校一般の部はB2判73×52でも可)
- ② 図案に使う標語は左記の中から選ぶか、創作すること。

③ 自作、創作で未発表の作品。

④ 作品は裏面に氏名(ふりがな)年齢、職業、(中学生、高校生は学校、学年、現住所を明記)。

● 締切日 9月30日必着

● 応募及び問合せ先 〒320 宇都宮市埴田一丁目1-20 栃木県県民生活部同和对策課(☎0

286)2313026)

● 標語

「見すごすな許すな身近にある差別」「知らぬまにはいいないか小さな差別」「思いやる心が差別をなくすかき」「いわれなき差別するまいさせるまい」「差別なき郷土づくりはみんなが主役」「平等は人それぞれの心から」「認め合う心が結ぶ住みよい社会」

壬生町老人保健福祉計画

策定委員会発足

平成2年の老人福祉法の改正により、平成5年4月から都道府県及び市町村は、老人保健福祉計画を定めるよう規定されました。これを受けて、本町でも平成5年度中に壬生町老人保健福祉計画を策定することになりました。

老人保健福祉計画は、老人に對する保健福祉サービスが住民に身近な市町村に一元化される体制を旨とし、地域のねたきり老人などの現状を把握して平成11年度末時点での必要な保健福祉サービスについて、地域で提供できる体制の整備を計画的に

策定委員会委員

(順不同)

氏名	役職名等	摘要
綱島 康博	壬生町医師会代表	識見を有する者
鈴木 金夫	壬生町自治会連合会副会長	団体の代表者
鈴木 郁夫	壬生町商工会会長	"
梁島 定治	壬生町老人クラブ連合会会長	"
田中 ミヨ	壬生町婦人会副会長	"
市川 伸一	壬生町農業協同組合参事	"
岡本 四郎	特別養護老人ホーム施設長	保健福祉関係
田中 久夫	栃木保健所長	"
金子 澄子	下都賀福祉事務所長	"
石江由美子	壬生町社会福祉協議会理事代表	"
宮詰 庫雄	壬生町保健委員会副会長	"
藤田藤三郎	壬生町民生委員協議会副総務	"
田中 一男	壬生町身体障害者福祉会会長	"
石川 昭三	壬生町議会議長	議会関係
福島 勝美	壬生町助役	行政機関

進めるものです。

6月21日、役場で壬生町老人保健福祉計画策定委員の委嘱及び第1回策定委員会が行われました。

策定委員会は、高齢者実態調査を踏まえて、住民の意向を老人保健福祉計画に反映させるた

環境美化で表彰される

◇道路愛護

功労者表彰

安塚地区コミュニティ
栃木県道路愛護連合会の平成4年度道路愛護功労者表彰式が6月24日、栃木会館で行われ、安塚地区コミュニティ推進協議会(川野辺晃一会長)に県知事から感謝状が贈られました。

同安塚コミュニティ(6自治

め、保健福祉関係団体、在宅ケア関係者、町議会、県・町行政機関の代表者などのメンバーで構成されています。なお、策定委員会において、福島勝美助役が委員長に、民生委員協議会副総務の藤田藤三郎氏が副委員長に選任されました。



博さんが功労者表彰されました。

安斎さんは、昭和63年より駅東町団地に隣接した黒川の堤防約300mを、草刈機や鎌を使った草刈り・除草及び空き缶やゴミの収集を一年中行い、同堤防の環境美化につとめて地域はもとより通行者からも喜ばれています。

◇河川愛護

功労者表彰

また、最近では安塚駅前通り・県道・町道などにプラントの設置、ゴミ拾いを行って地域の環境美化につとめています。

安斎 博さん(駅東町団地)

栃木県河川愛護連合会の河川愛護功労者表彰式が6月18日、県庁で行われ、駅東団地の安斎



表彰を受けた川野辺会長



功労表彰の安斎さん

歴史民俗資料館 友の会が設立される

去る5月30日、「壬生町立歴史民俗資料館友の会」が発足しました。

この会は、会則第3条に「本会は館（資料館）と密接な連絡をとり、館の発展・教育普及活動の助成を促進し、会員相互の知識と親睦を深め合い、もって地域文化の発展に寄与することを目的とする」と謳っており、

この目的を目指して60名の会員が心を合わせて、これから努力するつもりであります。

壬生町民憲章には、「——歴史ある壬生町民であることに誇り



発足式の様子

をもち——」「一、——歴史を大切にし——」という文がありますが、この精神を町民が一層深く認識する施設が歴史民俗資料館だと思います。

私も会員はこの資料館を拠点にして、「はにわ会」「拓本会」「古文書を読む会」をつくり、それぞれの目的をもつて定期的に学習を続けておりますが、更にこれらの学習を通して、資料館の発展に寄与し、町民憲章の言うところの、町の歴史を大切に

切にする町民に一層成長することができると信じます。

この友の会も産声をあげたばかりです。会の事業や運営について、県下にも余り例がないので、しばらくは試行錯誤の繰り返しかとは思いますが、会の発展のため会員同一致して努力する覚悟であります。



身近な税の いろいろ ④

公的年金には 税制面の優遇措置

内カッコの合計155万円が、公的年金等控除額です。そして、収入金額から控除額を差し引いた165万円が雑所得の金額になります。

ちなみに、65歳以上の人でその年中の収入が公的年金だけの場合、その収入金額が225万円以下（65歳未満の人は105万円以下）であれば、受け取る本人に所得税がかかりません。また、65歳以上の人で年中の収入が公的年金の場合、その収入金額が175万円以下（65歳未満の人は105万円以下）であれば、生計を一にする息子さんなどの扶養控除の対象にもなりません。

なお、その年中に支払いを要するべき金額が、一定の金額を超える公的年金などについては、所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。くわしくは、栃木税務署（☎02855）または税務相談室（☎0237435）まで問い合わせください。

老後の生活設計の支えとして、年金は重要な役割を果たしています。年金にもいろいろありますが、このうち国民年金、厚生年金、適格退職年金などの公的年金などには、所得の計算上、公的年金等控除が設けられていて、税制面の優遇措置が図られています。この公的年金等控除の金額は、年金の収入金額や受け取る人の年齢によって異なります。

それでは、67歳の人の収入が公的年金だけで、その収入金額が320万円の場合をみてみましょう。

$$\text{（収入金額）（公的年金等控除額）（雑所得の金額）}$$

$$320\text{万円} - (320\text{万円} \times 25\% + 75\text{万円}) = 165\text{万円}$$

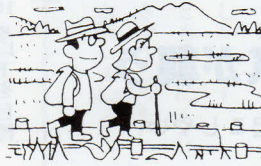
（注）65歳未満かどうかは、その年の12月31日の年齢によります。

《公的年金等控除額》

65歳未満の人	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	年金収入×25% + 37.5万円
	410万円超770万円以下	年金収入×15% + 78.5万円
	770万円超	年金収入×5% + 155.5万円

65歳以上の人	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
	260万円以下	140万円
	260万円超460万円以下	年金収入×25% + 75万円
	460万円超820万円以下	年金収入×15% + 121万円
	820万円超	年金収入×5% + 203万円

「ほっとウィーク」 夏には、連続休暇を！



ワンサカ働いた人は
ワンサカ夏休みを
とりましょう。

夏季連続休暇（「ほっとウィーク」）は、心身の休養、リフレッシュをはじめ、スポーツ、レジャーなどの余暇活動や家族とのふれあいのための良い機会です。

スポーツ、ハイキング、旅行、読書など……。日ごろまとまった時間がなく、なかなか実行できなかった夢を連続休暇で実現しましょう。

今年の「ほっとウィーク」は、たっぷり休んでしっかりリフレッシュしましょう。めざせ！10連休を。

道路をまもる月間
道の日 8月10日



戦没者等の妻及び 父母のみなさまへ

—特別給付金が継続支給されます—

○特別給付金の最終償還を終えた戦没者等の妻及び父母等に改めて特別給付金が支給されます。
○第10回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者等の妻に、額面180万円の特別給付金が支給されます。

○第14回特別給付金「い号」の国債を受けられた戦没者等の父母等に額面90万円の特別給付金が支給されます。

○請求手続き及び内容の詳細につきましては、役場福祉課または県高齢対策課（☎0286-23-3054）へお問い合わせください。

北海道南西沖地震 被災者義援金受付

7月12日の深夜に発生した北海道南西沖地震災害の被災者援助のため、義援金の受け付けをしています。

◎受付期間 8月13日まで

◎受付先及び問合せ先

日本赤十字社壬生町分區

壬生町保健福祉センター

内壬生町社会福祉協議会

☎(82)3588

地下水揚水施設(井戸)の 設置には届け出が必要です

地下水は、貴重な資源です。

特に栃木県内では、水利用の約3割を地下水に頼っています。

しかし、最近では、地下水の過剰採取による地下水位の低下や地盤沈下の被害が出ています。

そこで、栃木県では7月1日から「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」を施行し、地下水の保全を図ること

になりました。

壬生町の場合は、B地域に含まれ、吐出口断面積6cm²（直径2・76cm）を超える揚水施設を設置する場合、次の通り届け出が必要となります。

■対象地域（県内全域）

（A地域）地下水の採取により、地下水の水位が低下しており、

かつ、地盤の沈下が生じている地域（7市町）

（B地域）地下水の採取により、地下水の水位が低下しており、かつ、地盤の沈下が生じるおそれのある地域（9市町）

（C地域）A地域、B地域を除く地域で、地下水採取の実態が必要とされる地域（33市町）

■対象となる施設

吐出口断面積が6cm²（直径2・76cm）を超えるもの（ただし、農業用で井戸の深さが30m

未満のものや土木工事等で一時的に使用するものは除かれます）

■届け出と問合せ先

これらに該当する揚水施設を設置しようとする場合は、30日前までに市町村長（役場企画財政課）を経由して、栃木県知事（県資源対策課）に届け出をしてください。

くわしくは、役場企画財政課または県資源対策課☎0286-23-2566へお問い合わせください。

睡眠時無呼吸症候群

(睡眠1時間当たり10秒以上の無呼吸状態が5回以上ある)

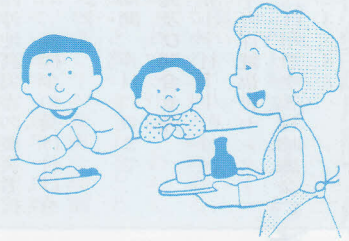
眠りが浅いため 昼間、異常に眠気が襲う

— 高血圧などの合併症を起こしやすい —

睡眠時無呼吸症候群とは、文字通り「寝ている間に呼吸が止まる」病気で、いまは「睡眠1時間当たり、10秒以上の無呼吸状態が5回以上ある」ことを言っています。この病気は、まだまだあまりよく知られていませんが、放っておくと血管中の赤血球が増え、多血症(赤血球増多症)になり、脳梗塞や心不全などになると指摘されています。

激しいいびきは疑ってみよう
睡眠時無呼吸症候群の最大の特徴は、いびきです。怪しいいびきではありません。毎日続く激しい(ほかの人が眠れないような)いびきです。そして深い眠りがほとんどなく、目覚めやすいのも特徴です。このため、昼間に異常に眠気が襲ってきて、ところ構わず寝てしまうのです。また、人によっては朝起きた時に頭痛や吐き気、全身のだるさなどを感じる場合もあります。激しい毎晩のいびき、肥満、昼間の異常な眠気、夜中によく目覚めるなどの要素を併せもつ人は、一度病院に行きましょう。

食事と健康 51

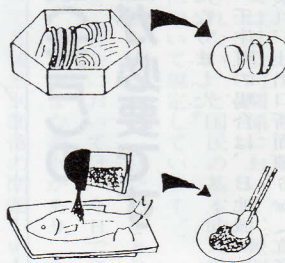


食塩をとりすぎないよう!

厚生省では、成人病予防のために食塩は1日10g以下を目標

にしています。これは日本人の嗜好や食習慣などの点を考慮した上での目標ですが、実は、食塩の生理的な必要量は1日1g程度といわれています。ですから、調味料として食塩を一切使わずに済ませても、自然の食品に含まれている塩分で充分なのです。食塩のとりすぎは、高血圧の発症を促し、動脈硬化の危険因子となります。また、胃がんの発症率が高くなることも分かっています。

それでは、食塩のとりすぎを防ぐためのじょうずな食べ方について、おさらいしましょう。



- 1、めん類の汁は全部飲まない。
- 2、漬物は控え目。
- 3、汁ものは量を少なく。
- 4、加工食品にかたよらない。
- 5、かけ醤油よりつけ醤油。
- 6、料理は適温で。
- 7、過食を避ける。
- 8、外食料理に注意する。



豆腐は、日本人の食生活に欠かせません。最近は海外でも健康食品として人気があるようです。豆腐は柔らかいので、水で冷やすときに蛇口から直接水を当てるのが崩れることがあります。豆腐をボールに入れ、蒸し器の中ぶたをその上にかぶせて水を流すと、豆腐に直接当たりません。水道の水は、細く出しましょう。

豆腐の料理

上から抑えるように切る

はいけません。上から抑えるようにして切ります。豆腐は熱し過ぎると、す(泡)のような多くの穴が入ります。1%程度の薄い塩水をつくり、熱す前に二十分ほどつけておくとすが入りにくくなり、煮崩れも防ぐことができます。湯豆腐の場合は、なべに少量の塩を直接入れるのもよいでしょう。さて、豆腐を使ったなべ料理では、なぜ底に昆布を敷くのでしょうか。だしをとるため「なべの底に昆布がつかないようにするため」は、当たり前ですね。実はもう一つ、すが入らないようにという大事な役目があります。昆布をなべの底に敷くことで、豆腐を直接熱し過ぎないようにしているのです。ご存じでしたか。先人の知恵ですね。



こども自転車競技大会

壬生小チームが団体優勝

第22回壬生町交通安全こども自転車競技大会が6月16日、町総合運動場で開かれました。

大会は、町内8小学校から8チーム32選手(4人で1チーム)が参加して、学科試験と実技の総合得点で争われました。競技の結果、個人の部で1位から3位までを独占した壬生小

◆団体の部

優勝 神山 良太(壬生小)

◆個人の部

優勝 神山 良太(壬生小)

優勝 壬生小学校(江坂真理子、神山良太、石塚貴亮、横尾典子)

準優勝 壬生北小学校(島田裕介、鈴木淳子、森田信勝、伏木美由起)

三位 安塚小学校(島田祐輔、五十嵐康之、白鳥亮介、栗原暁仁)

三位 安塚小学校(島田祐輔、五十嵐康之、白鳥亮介、栗原暁仁)

三位 安塚小学校(島田祐輔、五十嵐康之、白鳥亮介、栗原暁仁)

優勝 神山 良太(壬生小)

準優勝 江坂真理子(壬生小)

三位 石塚 貴亮()

四位 伏木美由起(壬生北小)

五位 森田 信勝()

また、6月24日に都賀町勤労者体育センターで行われた栃木地区大会(壬生町、栃木市、都賀町、大平町、岩舟町)に出場した壬生小チームと壬生北小チームは、町大会と同じく壬生小学校チームが優勝、壬生北小学校が準優勝しました。なお、壬生小学校チームは、県大会(7月23日、県体育館で開催)に出場しました。

小学校陸上競技大会



壬生町学校体育連盟主催の小学校陸上競技大会が6月10日、町総合運動場で開かれました。

大会は町内各学校の選抜選手、5年生(男・女)と6年生(男・女)が出場し、5種目にわたって競技が行われました。なお、この大会の記録上位者は、郡大会(7月22日)および県民中央スポーツ大会(9月26日)に出場します。

大会成績

■5年生男子

100m走 一位

栢目 直人(安小) 14秒51

200m走 一位

栢目 直人(安小) 31秒21

1000m走 一位

戸崎 貴幸(壬小) 3分38秒22

走り幅跳び 一位

中島 辰徳(北小) 360cm

走り高跳び 一位

楡井 飛太(壬小) 115cm

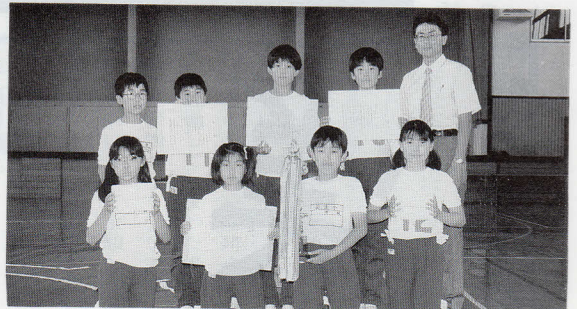
■5年生女子

100m走 一位

大橋亜加利(壬小) 15秒44

200m走 一位

優勝の壬生小チーム



大橋亜加利(壬小) 32秒49

800m走 一位

小川 麻美(安小) 2分55秒35

走り幅跳び 一位

小林由香里(東小) 343cm

走り高跳び 一位

長谷川久子(東小) 120cm

■6年生男子

1000m走 一位

高橋 宏介(陸小) 13秒77

2000m走 一位

五十嵐康之(安小) 31秒33

10000m走 一位

高橋 宏介(陸小) 3分23秒80

走り幅跳び 一位

準優勝の壬生北小チーム



神永 達也(安小) 411cm

走り高跳び 一位

菊池 孝典(北小) 130cm

■6年生女子

1000m走 一位

増山 知子(壬小) 14秒91

2000m走 一位

荒川 真理(壬小) 31秒95

8000m走 一位

高山美智代(東小) 2分51秒63

走り幅跳び 一位

安野 朋美(東小) 382cm

走り高跳び 一位

須永 早苗(東小) 155cm

い広場

お達者 カップル



⑤⑧ 北小林

刀川 藤蔵さん (85) 夫妻
ヨネさん (82)

「80歳を越えてから、健康のためにゲートボールをやっている」という藤蔵さんは、現在で

も北小林チームの選手として活躍。先日行われた南大飼地区の大会で優勝していただいたとい



青春スケッチ ⑳

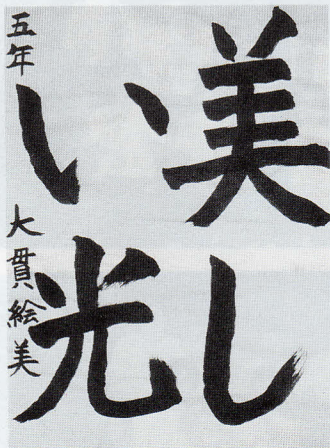


検定合格を目指して

緑町三丁目 栗城広美さん

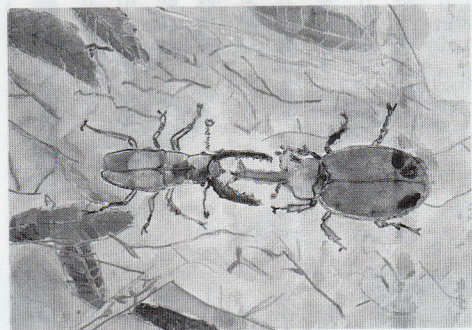
「目下、情報処理の国家検定合格を目指して勉強中です」という広美さん。

会社では、完成品の検査担当として活躍中。休みの日は、ゴルフやリフレッシュを兼ねてスイミングに行ったり、得意なお菓子を作ったりしているとか。そして、今の夢は「来年、友だちとハワイに行きたい」と笑顔で答えてくれました。



睦小学校5年

大貫絵美

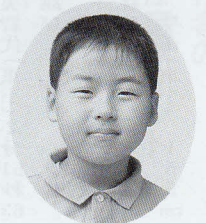


私の作品

「クワガタとカブトムシ」

睦小学校5年

五十嵐 信 宏



ふれあ

うトロヒイを、「私の宝です」と見せてくれました。

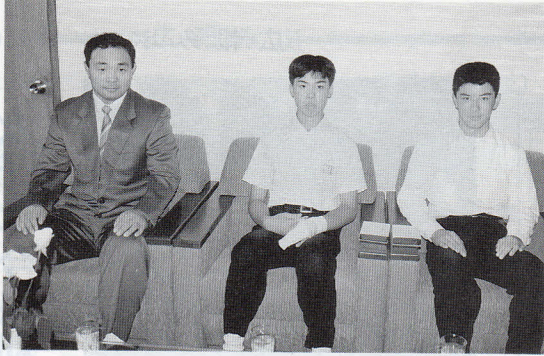
藤蔵さんは、今まで内臓で医者にかかったり、薬を飲んだりしたことがなく、若いときから暑さ、寒さが身にしみなかったそうで、「体はけっこう粗末にしたが、かえってそれが健康なんだね」と話していました。

また、農業共済の評価委員や理事を35年間と、自治会長、老人会長、PTAなど、人に頼まれると嫌と言えない性格の藤蔵さんは、いろいろな役を今までやってこられました。

ヨネさんは嫁にきて今年で62年目になりますが、藤蔵さんが人夫や馬車引きの仕事をしているときは1人で農業を守り、8人のお子さんを育てられました。

現在は、家の留守番をしたり、お天気の際は屋敷の草むしりや近所の家に押し車をおして遊びにいったりしています。

2人ともお元気で食べ物好き嫌いがありません。8人のお子さんが集まる盆と正月を楽しみにしていて、「子どもたちが近間に全部いるから、にぎやかだよ」と話していました。



出場あいさつに訪れた静君(右)、船越君(中央)、荒川コーチ(左)。

船越君 (壬生中3年) 静君 (南大飼中2年)

町体協レスリング部(正田周二部長)の船越 聡君(壬生中3年)と静信次郎君(南大飼中2年)の2人が、7月1〜4日にドイツのドルトムントで開催された世界ガデット(14歳前後対象)レスリング選手権大会に出場しました。

も壬生高レスリング部の門をたいて猛練習に励んできました。そして、6月12・13日、水戸市で行われた第19回全国中学生レスリング選手権大会で、船越君が47*級、静君が51*級に出場し、ともに2位となって日本代表に選ばれたものです。また、2人のコーチでもある荒川善咲さん(RST栃木勤務)が日本選手団のコーチとして遠征に行きました。

が世界大会出場

チビッ子アルバム



直也ちゃん(5歳・2男)

(父) 武田 和久さん

(母) " 貞子さん (仲通町)

お母さんからの一言

のびのびと、そして相手の事を考えられる子供になってほしいです。



友里ちゃん(5歳・2女)

(父) 斎藤 隆雄さん

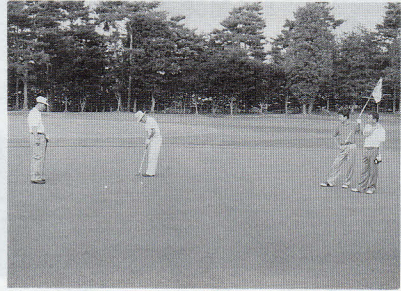
(母) " 真弓さん (仲通町)

お母さんからの一言

思いやりのある、やさしく素直な子になってください。

男子は吉田稔さん

女子は今泉利子さんが優勝

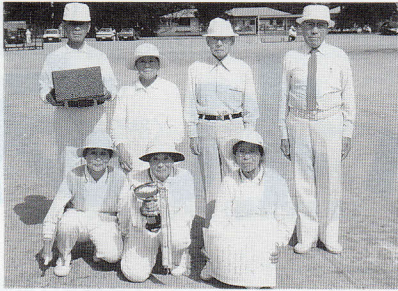


町民ゴルフ大会

第3回壬生町町民ゴルフ大会が6月4日、星の宮カントリークラブで、138名のゴルフ愛好家に参加して開かれました。競技終了後に催されたパーティーで成績発表が行われ、次の方々が表彰されました。

青心チームが優勝

町長杯争奪ゲートボール大会



優勝の青心チーム

壬生町ゲートボール協会（高山安市協会長）主催の第4回町長杯争奪ゲートボール大会が6月11日、町総合運動場で行なわれました。

大会には町内の老人クラブから42チームが参加して熱戦を展開。試合の結果、7コート中最高得点の青心チームが優勝を飾りました。

成績

大会成績

男子の部		(ネット)	(グロス)
優勝	吉田 稔	65.4	99
準優勝	糸川 匠	67.0	91
3位	大垣 吉宏	67.0	103
4位	栗原 節	68.2	85
5位	中尾靖一郎	68.8	76
6位	鈴木 孝一	69.8	89
7位	増山 貞夫	70.0	94
8位	墨山 明	70.2	87
9位	前原 正規	70.4	92
10位	福田 修治	70.6	85

女子の部		(ネット)	(グロス)
優勝	今泉 利子	69.0	105
準優勝	鈴木 啓子	69.2	86
3位	谷田貝 文子	71.0	95

男子グロスの部		(ネット)	(グロス)
優勝	斎藤 裕一	72	
準優勝	小田垣 忠宏	73	
3位	柏崎 一之	73	
4位	大塚 勝己	74	
5位	宇賀神 寿	74	

女子グロスの部		(ネット)	(グロス)
優勝	安楽 敬子	84	
準優勝	鈴木 啓子	86	
3位	小出 紀恵	91	

テニス大会

第10回壬生町テニス大会が5月30日、町総合運動場テニスコートで開かれ、男子ダブルスと女子ダブルス合わせて47組が参



入賞のみなさん

優勝 青心

準優勝 おもちゃのまち

シルバークラブ

3位 上長田

城東

加して熱戦を繰り広げました。

男子ダブルス(30組)

優勝	佐藤 川久保組
準優勝	田中 斎藤組
3位	小関 黒崎組
4位	関口 加藤組

女子ダブルス(17組)

優勝	早乙女 谷垣内組
準優勝	原 子中 村組
3位	秋山 松本組
4位	矢部 桂山組

バドミントン大会

町総合運動場町民体育館で5月30日、第10回壬生町バドミントン大会が行われ、町内外から80人の愛好家参加了。

男子ダブルスA(5組)

優勝	佐藤 林組
準優勝	難波 伊藤組
3位	田中 石川組

女子ダブルスA(2組)

優勝	増山 滝沢組
準優勝	平石 山口組

男子ダブルスB(19組)

優勝	田中 青柳組
準優勝	高橋 小林組
3位	高瀬 金子組
4位	市川 上野組



入賞のみなさん

町二
美南

ゴミゼロをめざして

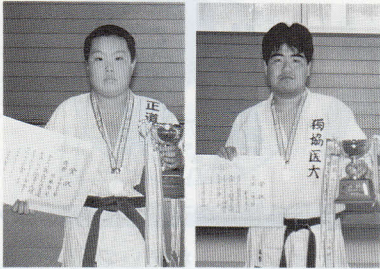
六美町南部第二自治会（福田栄自治会長）では、篠原富太郎保健委員を先頭に地域環境のクリーンを目指して、年度初めか



ら逐次事業を進めています。当自治会の可燃物ゴミステーションはその都度当番の人が清掃を実施し整理されていますが、不燃物ゴミステーションは一部乱れが目だつ所がありました。そこで、近接の四つの班の班長が協力し、ゴミステーションの清掃作業を行ってきれいに整理するとともに、各班員に不燃物、可燃物分別の周知徹底するためチラシの配布や現場での指導を行いました。このような自治会役員の绕まぬ尽力に地域の人たちが感謝されています。

町民柔道大会

藤巻克久さん（一般）
佐藤裕司君（小学生）



佐藤裕司君

藤巻克久さん

が優勝

第7回町民柔道大会が6月20日、町総合運動場武道館で開かれ、一般の部と小学生の部に分かれて熱戦が繰り広げられました。

競技の結果は次のとおりです。

●一般の部

- 優勝 藤巻 克久（獨協医大）
- 準優勝 佐野 秀行（ ）
- 三位 齊藤 寛（ ）

●小学生の部

- 優勝 佐野 裕司（安塚小）
- 準優勝 渡辺 健二（壬生小）
- 三位 大淵 智昭（東小）

自治公民館連絡協議会

新役員決まる

町内自治公民館などの連絡を密にし、社会教育の進展に寄与することを目的とした壬生町自治公民館連絡協議会の総会が5月29日、壬生中央公民館で行われ、新役員（任期2年）が決まりました。

自治公民館連絡協議会役員（○印は新任）

役職	氏名	公民館
会長	渡辺 清雄	国谷
副会長	高橋 百	藤井中央
	塚崎 昭次	東原
	小田垣 庄一朗	下表町
	水野 明	壬生中央
理事	渡辺 義夫	上通町
	中村 作治	中泉
	山崎 文吉	福和田
	大森 保	七ツ石
	○中村 浩	城南
	○大塚 哲三	仲通町
	○藤原 健志	至宝町
	○大垣 秀明	上田
監事	人見 武	栄町
	小川 寛一	六美会館

要約筆記奉仕員の登録

栃木県では、聴覚障害者の福祉に理解と熱意のある要約筆記奉仕員として登録を希望する方を募集しています。

- ①要約筆記奉仕員養成事業（栃木県）の講習を終了した方
- ②要約筆記奉仕員養成事業の講習と同等の講習を終了した方
- ③要約筆記奉仕について6か月以上の活動実績のある方

訂正

先月号の4ページ、ギャラリー・トークの開催日をつぎのよう

文芸

文化協会文芸部選



短歌

皇太子さま御成婚のパレードに雨のあがりて天も祝賀す
上野カズ子

枕辺に今夜こそはと数冊の雑誌を置けど寝てしまいたり
和久井 香

寝そびれて深夜放送小さく聞く隣の部屋に孫の寝居れば
篠原 マサ

夢の中の父は何かを言っており聞き返せども聞きとり難く
石井 ヒロ

俳句

耕運機茶道具も乗せ農五月
鈴木 愛子

郭公やこだわりしこの捨て去りて
鈴木佳世子

糠漬の色よき朝や閑古鳥
宇井 秋汀

髪洗う身をさかしまに答えつつ
高山香代子

第1回 誇れるまちづくり

町民フォトコンテスト



昨年の八坂祭から



由緒ある歴史と文化、そして緑豊かな素晴らしい“わがまち”を再発見してみませんか。ふれあいの明るいまちづくり、町内各地の祭り、レクリエーション、郷土の風俗、行事など、誇れるまちづくりにふさわしいものを、あなたのカメラで自由にとらえ、ぜひ、ご応募ください。

☆テーマ 町内各地の行事、祭り、伝統芸能など、壬生町の姿を撮影した作品

☆審査 主催者

☆作品 カラーの単写真、4ツ切のプリントで未発表のもの

☆発表 本人に通知します。

☆応募点数 1人3点以内

☆応募上の注意

- ・作品は、壬生町内で撮影したものに限りです。
- ・応募票に必要事項を明記し、作品裏面に貼付ください。(自作可)
- ・入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

☆応募資格 町内に住んでいるか、勤めている方
年齢に制限はありません

☆主催 壬生町

☆応募締切 平成5年11月30日
(作品提出は11月1日以降をお願いします)

☆応募先 壬生町役場企画財政課(☎82-1234)
〒321-02 壬生町通町12-22

☆表彰

推薦	1点(賞状、副賞20,000円)
特選	2点(賞状、副賞15,000円)
入選	6点(賞状、副賞10,000円)
佳作	若干名(賞状)

第1回誇れるまちづくり 町民フォトコンテスト応募票	
題名	データ
氏名	年齢
住所	☎
撮影場所	撮影年月日
取扱店名	

まちのうごき

7月1日現在

総人口	40,058人(+27)
男	19,746人(+6)
女	20,312人(+21)
世帯数	12,083世帯(+3)
	()内は前月比

8月の納税等

- 町県民税(2期)
- 国民健康保険税(2期)
- 国民年金(5期)

(納期限 8月31日)
納期限間際には、納付窓口が大変込み合います。
早めに納付しましょう



夏の交通事故防止

ご寄付(社会福祉協議会)
金1万4千262円(5回)
宇都宮信用金庫様
金3千400円(24回)
渡辺 寅八様